

議案第 7 2 号

第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

清水町長 辻 康 裕

第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年清水町条例第 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後				改正前			
別表				別表			
(略)				(略)			
行政職	<u>249,200円</u>	<u>11,870円</u>	<u>1,540円</u>	行政職	<u>238,200円</u>	<u>11,350円</u>	<u>1,470円</u>
福祉職	<u>282,500円</u>	<u>13,460円</u>	<u>1,740円</u>	福祉職	<u>272,300円</u>	<u>12,970円</u>	<u>1,680円</u>
医療職	<u>294,000円</u>	<u>14,000円</u>	<u>1,810円</u>	医療職	<u>282,800円</u>	<u>13,470円</u>	<u>1,740円</u>
介護職	<u>271,900円</u>	<u>12,950円</u>	<u>1,670円</u>	介護職	<u>262,400円</u>	<u>12,500円</u>	<u>1,620円</u>
教育職	<u>321,800円</u>	<u>15,330円</u>	<u>1,980円</u>	教育職	<u>309,500円</u>	<u>14,740円</u>	<u>1,910円</u>
労務職	<u>291,100円</u>	<u>13,870円</u>	<u>1,790円</u>	労務職	<u>281,500円</u>	<u>13,410円</u>	<u>1,730円</u>

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。